

仙北市原油価格高騰緊急経済対策補助金について

仙北市では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、原油価格の高騰により経費負担が増加した市内事業者等に対して事業継続を支援するため補助金を支給します。

補 助 金 の 額	補助対象経費の1/10、上限額20万円（1,000円未満切捨て）
支 給 要 件	次の全ての要件を満たす事業者が対象です。 ①仙北市内に事業所を有する又は在住している事業者等であること。 ②事業による売上減少が、下記のいずれかの条件に該当すること。 A) 直近の決算期の年間売上が、前年度または前々年度の決算期の売上と比較して20%以上減少していること。 B) 令和4年1月から6月までのいずれかの月の売上が令和元年または令和2年もしくは令和3年の同月の売上と比較して20%以上減少していること。 ただし農業事業者は除く。 ※創業時期により、この比較ができない場合は、別途計算方法があります。 ③農業事業者は、青色申告を行っているものであること。 ④給与収入がある事業者は、売上が減少する前の年度（令和元年度または令和2年度）の決算期において事業収入が給与収入を上回っていること。 ⑤令和3年12月までに創業していて、今後も事業を継続する意志があること。 ⑥直近または前年度もしくは前々年度の決算期の売上高が40万円以上であること。 ※令和3年度中に創業した場合は、別途計算方法があります。 ⑦個人事業主においては事業主本人、法人においては法人が納期の到来した市税を完納していること。 ⑧日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する一般乗用旅客自動車運送業、運転代行業を営んでいないもの。 ⑨暴力団等、風営法事業者、政治団体、宗教団体、公益法人等ではないこと。
補助対象経費	令和3年1月から12月までに支払った 燃料費等（ガソリン・灯油・軽油・重油・電気およびガスに係る経費）
申 請 期 間	令和4年8月1日（月）～令和4年9月30日（金）
申 請 回 数	1事業者あたり1回まで
申 請 書 の 入 手 方 法	・仙北市ホームページからダウンロード ・角館庁舎2階商工課、各市民センター窓口、各出張所窓口 ・仙北市商工会角館本所、田沢湖支所、西木出張所
申 請 書 類	裏面をご確認ください。
申請提出窓口	・角館庁舎2階商工課、各市民センター窓口、各出張所窓口 ・仙北市商工会角館本所、田沢湖支所、西木出張所
補助金申請から 支給までの流れ	①申請 申請書類を調製の上、郵送または上記申請提出窓口までご提出ください。 申請には確定申告書類や通帳の写しなど必要な添付書類がありますので、裏面記載の申請に必要な書類を必ずご確認ください。 ②補助決定 補助金の支給の可否を審査→決定し、申請者に通知します。 ③補助金の支給 補助金の支給決定後、申請者の指定口座へ支援金を振込します。
お問い合わせ 申請書送付先	〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所 農林商工部 商工課 TEL：0187-43-3351 FAX：0187-54-4777 E-Mail：shoko@city.semboku.akita.jp



申請に必要な書類

A) 直近の決算期の売上が前年度または前々年度の決算期の売上と比較して20%以上減少していること。 ①仙北市原油価格高騰緊急経済対策補助金支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書（様式第1号） ②直近の決算期の年間売上が分かる確定申告書類等の写し 【個人事業主】2021年中の売上が分かる書類として、下記のいずれかの確定申告書類等 ・「令和03年分」の所得税確定申告書第一表の控え ・「令和4年度」の市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の控え 【法人】直近の決算期の年間売上が分かる書類として、下記の全ての申告書類 ・直近の事業年度（原則2021年度）の法人税確定申告書別表一の控え ・直近の事業年度（原則2021年度）の法人事業概況説明書の控え（おもて・うら2枚） ③直近の決算期の年間売上と比較する年度の決算期の年間売上が分かる確定申告書類等の写し 【個人事業主】比較する年の年間売上が分かる書類として、下記のいずれかの確定申告書類等（令和2年と比較する場合） ・「令和02年分」の所得税確定申告書第一表の控え ・「令和3年度」の市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の控え（令和元年と比較する場合） ・「令和01年分」の所得税確定申告書第一表の控え ・「令和2年度」の市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の控え 【法人】比較する年度の決算期の年間売上が分かる書類として、下記の全ての申告書類（令和2年度と比較する場合） ・前年の事業年度（原則2020年度）の法人税確定申告書別表一の控え ・前年の事業年度（原則2020年度）の法人事業概況説明書の控え（おもて・うら2枚）（令和元年度と比較する場合） ・前々年の事業年度（原則2019年度）の法人税確定申告書別表一の控え ・前々年の事業年度（原則2019年度）の法人事業概況説明書の控え（おもて・うら2枚） ④補助対象経費の金額がわかる書類の写し 【個人事業主・法人】 ・令和3年1月から12月までに支払った燃料費等（ガソリン・灯油・軽油・重油・電気およびガスに係る経費）がわかる領収書もしくは帳簿の写し 【個人事業主】 ・令和03年分収支内訳書または所得税青色申告決算書の写し ⑤申請日時点の市税納税証明書（滞納なし証明） 【個人事業主】 ・事業主本人名義の市税納税証明書（滞納なし証明） 【法人】 ・法人名義の市税納税証明書（滞納なし証明） ⑥振込先口座がわかる通帳の写し（見開き部分） ・振込先の口座名義人の読み仮名、預金区分（普通・当座）を確認できるもの	B) 令和4年1月から6月までのいずれかの月の売上が令和元年または令和2年もしくは令和3年の同月の売上と比較して20%以上減少していること。 ①～⑥の書類は上記A) と共通※ ※③は、下記⑧の対象月が属する年度の確定申告書等です。（対象月が令和3年中であれば不要） なお、対象月の売上が税務申告調整前の場合は「前年度」の確定申告書類等を提出してください。 ⑦売上が減少した令和4年1月から6月のいずれかの対象月の売上が分かる書類の写し 【個人事業主・法人】 ・対象月の売上が分かる書類（帳簿、帳面など確定申告の基礎資料となる書類※） ※事業者の方が自身で調製している書類です。税務署等で発行するものではありません。 ⑧令和元年または令和2年もしくは令和3年のいずれかの年で、⑦と同月の売上が分かる書類の写し 【個人事業主・法人】下記のいずれかの書類の写し ・対象月の売上が分かる書類の写し（上記⑦と比較した際に、売上の減少が確認できるもの） ・所得税青色申告決算書の2ページの写し（「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の欄により対象月の売上を確認します。）
--	---